

小畠 郁(訳)

第一四議定書によるヨーロッパ人権条約実施規定等の改正

訳者まえがき

以下に訳出したのは、本年（二〇〇四年）五月一三日、署名のために開放されたヨーロッパ人権条約（正式には、人権及び基本的自由の保護のための条約、以下「条約」という）第一四議定書（条約の監督機構を改正する第一四議定書）⁽¹⁾で改正された後の条約テキストと旧規定との新旧対照表、および、第一四議定書の説明・報告書（Explanatory Report）⁽²⁾の改正規定に関する部分である。

ヨーロッパ人権条約の実施規定は、一九九四年採択、一九九八年発効の第一一議定書により抜本的に改正され、その実施は、基本的にヨーロッパ人権裁判所（以下「人権裁判所」または単に「裁判所」という）によつて行われることとなつた。この改正の趣旨は、条約実施の司法的性格の強化とともに、事件処理を迅速化することにあつたとされる。⁽³⁾しかし、新人権裁判所の処理件数は格段に伸びたものの、年間約三万九〇〇〇件（二〇〇三年）に達し、さらに増加しつづける申立を処理するにはすでに限界に達していることが誰の目にも明らかであった。条約の母体である欧州評議会（Council of Europe）では、この状況に対応するため、二〇〇〇年末頃から議論を進めてきた。その

過程では、さまざまの提案がなされたが、それらのうち選択されたものが、結局第一四議定書に結実したのである。第一四議定書による条約改正は、多岐にわたりまた細かい箇所にも及んでおり、実務上ののみならず理論的にも、条約そのものや人権裁判所における救済の性格にかかる重要な変更を含んでいる。本格的な研究が望まれるが、まずは、改正の文言およびその趣旨についての公式の説明を紹介して、議論のための客観的な素材を提供することが重要と考えた次第である。

条約実施規定の主な改正点としては、次の四つを挙げることができるであろう。第一に、受理可能性をより少ない裁判官で扱う組織（単独裁判官 single judge formation）が導入された。これにより、単独裁判官が書記局の法律家構成員たる報告者の援助を得て、申立を受理できないとして却下することができるようになる。第二に、一部の申立ての本案審理を行う簡易手続の導入である。すなわち、従来、却下決定にのみ関わっていた委員会（committees、三名の裁判官で構成）が、全員一致を条件として、これまでの判例法の単純な適用で取り扱うことのできる申立ての本案審査を行い、判決を下すことができるようになる。第三に、個人の申立ての受理可能性についての新たな基準が導入された。この基準によると、申立て人が相当な不利益（significant disadvantage）をこうむっていない申立ては却下されるとなる。第四に、判決の執行監視は、依然として欧州評議会閣僚委員会の権限であるが、執行を促すために、終結判決（final judgments）の履行を怠っていることを確認する不履行確認訴訟（infringement proceedings）というまつたく新しい訴訟を人権裁判所に提起する権限が閣僚委員会に認められることになった。

なお、これらの改正点と論理的結びつきがあるわけではないが、欧州連合（European Union）と条約・人権裁判所との関係という長年の懸案を解決する第一歩として、欧州連合の条約加入能力が認められたことも注目される。第一四議定書による条約の改正には、条約のすべての締約国（四五か国）の拘束を受ける旨の同意が必要であ

り、発効までには時間がかかることが予想される。もつとも、同議定書を採択した閣僚委員会の閣僚レヴェル会期（二〇〇四年五月）で採択された宣言においては、歐州評議会加盟国（すなわち条約締約国）が二年以内に同議定書を批准することが約束されている。同議定書は、必要な同意の表明文書の寄託後、三ヶ月を経過した日の次の一日に効力を生ずる（同議定書一九条）から、これに従えば二〇〇六年の中頃までに発効することになる。

新旧対照表（第一九条以下）および改正規定のコメントタリー

新	旧
第二節 ヨーロッパ人権裁判所	第二節 「同上」
第一九条（裁判所の設立）「省略」	第一九条「同上」
第二〇条（裁判官の数）「省略」	第二〇条「同上」
第二一条（裁判官職の基準）「省略」	第二一条「同上」
第二二条（裁判官の選挙）裁判官は、議員会議により、各締約国について当該締約国が指名する三名の候補者の名簿のうちから投票の多数により、選出される。	第二二条（裁判官の選挙）1 裁判官は、議員会議により、各締約国について当該締約国が指名する三名の候補者の名簿のうちから投票の多数により、選出される。 2 新締約国の加入に際して及び偶然の空席を補充す

るために、同一の手続がとられる。

四八 二二条2項は、二三条に加えられる変更によりもはや有益ではなくなるので、削除された。たしかに、人権裁判所に選挙されたすべての裁判官が、その前任の裁判官が任期を全うしなかつた場合も含め、一期九年の任期で選挙されるので（後出五一項をもみよ）、もはや「偶然の空席」はありえない。いいかえれば、改正された第二二条（旧二二条1項と同一である）に含まれた規則は、裁判官の選挙を行う必要があるすべての状況に適用される。

四九 締約国が指名する三名の候補者名簿は両性の候補者を含むということを規定するよう二二条1項を改正することはしないと決定された。なぜなら、それは潜在的候補者の優秀さに与えられる第一義的考慮に対する介入となるかもしれないからである。ただし、締約国は、その名簿が男性および女性の候補者を含むことを確保するため可能なすべてのことをなすべきである。

第二三条（任期及び解職） 1 裁判官は九年の任期で選出される。裁判官は再選されない。

〔削除〕

第二三条（任期） 1 裁判官は、六年の任期で選出される。裁判官は、再選されることができる。ただし、第一回の選挙で選出される裁判官のうちの半数の者の任期は、三年で終了する。

2 最初の三年で任期が終了する裁判官は、選挙の後直ちに欧洲評議会事務総長によるくじ引きにより選ばれる。

〔削除〕

3 裁判官の半数の者の任期が三年ごとにいつも更新されることを可能な限り確保するために、議員会議は、一回目以降のいずれの選挙の手続の前にも、一名又は二名以上の裁判官の任期が六年ではなく九年以下三年以上の期間で終了することを決定することができる。

〔削除〕

4 二種類以上の任期が関係するとき及び議員会議が前項を適用する場合、任期の割当は、選挙の後直ちに欧洲評議会事務総長によるくじ引きで実施する。

5 任期が終了していなかつた裁判官に代わる裁判官は、前任者の任期の残りの期間在職する。

2 裁判官の任期は、当該裁判官が七〇歳に達したとき終了する。

3 裁判官は、後任者に代わるまでは在職する。ただし、裁判官は、すでに審理している事件を引き続き処理する。

4 いづれの裁判官も解職されない。ただし、他の裁判官が三分の二の多数で当該裁判官が要求されてい

6 「同上」

7 「同上」

第二四条（解職） 「同上」

る条件を満たさなくなつたと決定した場合はこの限りではない。

五〇 裁判官の任期は変更され九年に延長された。しかしながら裁判官は再選されてはならない。この変更は、議員総会がとりわけその勧告一六四九（二〇〇四）で望んだように、裁判官の独立性と公平性を強化することを意図したものである。

五一 再選不能な任期の導入が人権裁判所の継続性を脅かさないように、多くの裁判官が三年の間隔で更新されるシステムは廃止された。このことは、1項の新たな文言および旧二三条2項から4項の削除によりもたらされた。加えて、旧二三条5項は、偶然の空席の場合に裁判官が、その前任者の任期の残りの期間、職につくために選挙されることはないので、削除された。過去においては、このことは裁判官が非常に短い任期のために選挙されるという望ましくない状況に導くものであった。このような状況は、再選可能というシステムにおいてはおそらく理解できるものであったが、新しいシステムにおいては受け入れられない。このことは、人権裁判所の構成の恒常的の更新を可能にし、各裁判官が異なる任期開始日を有するという状況に導くものと期待されうる。

五二 旧二三条6項・7項は、維持され、新二三条2項・3項となる。

五三 1項（七〇歳の定年）に関して、候補者に年齢制限を規定しないと決定された。1項と2項を併せて読めば、選挙の日に六一歳より年齢が高い候補者を排除しないと理解されうる。このことは、選挙されれば経験のある者から人権裁判所が便益を得ることができるという可能性を不必要に排除しないことを意味するであろう。同時に、同時に、約国には、年齢に関して七〇歳に達する前に九年の任期の少なくとも半分職に就くことができない候補者を提案す

ることを避けるよう、一般的には推奨される。

五四 とりわけ年齢を理由として裁判官の退官が予想される場合には、関係締約国は三名の候補者名簿（二二一条をみよ）が二三条3項の適用の必要を避けるように適当な時期に提出されることを確保すると了解される。原則として、この名簿は任期の満了の六か月以上前に提出されるべきである。この実行は、議員会議がその勧告一六四九（二〇〇四）で表明した懸念に対応することを可能にする。

五五 第一四議定書二一条に経過規定が設けられる。

五六 技術的理由で（新二七条を挿入する結果多くの条約規定の条文番号を変更することを避けるために）、旧二四条（解職）の規定は、二三条に新4項として挿入された。それに従つて二三条の表題も改正された。

五七 前項で述べた理由で、旧二四条は削除された。それに含まれていた規定は、新二三条4項に挿入された。

第二四条（書記局及び報告者） 1 裁判所に、書記局

をおく。書記局の任務及び組織は、裁判所規則に規定する。

2 単独裁判官で裁判する場合には、裁判所は、裁判所長の権威の下活動する報告者により援助される。
報告者は、裁判所書記局の一部である。

第二五条（書記局及び法務秘書） 裁判所に書記局をおく。書記局の任務及び組織は、裁判所規則に規定する。裁判所は、法務秘書により援助される。
〔新設〕

五八 旧二五条は二四条と条文番号を変更され、二つの点で改正された。まず第一に、旧二五条第二文は削除された。というのは、第一一議定書で創設された法務秘書は、実際には、欧州共同体司法裁判所におけるように書記局

から独立したそれ自体の存在をもつことはなかったからである。第二に、新二七条に規定する新たな単独裁判官を援助する手段としての報告者の職務を導入するため、新2項が付け加えられた。条約のテキストで報告者に言及することは法的観点からは厳密には必要でないが、にもかかわらず、裁判官以外の者が遂行する報告者の仕事の新奇性のゆえに、また、単独裁判官制度が目指すふるい分け能力の実質的な向上を達成するために、報告者の職務を創設することは不可欠であるがゆえに、明文化することは重要と考えられた。報告者の職務を遂行する書記局構成員は、単独裁判官を援助する。原則として、単独裁判官は、被告の言語および法体系の知識のある報告者に援助されるべきである。報告者の職務は、この文脈で裁判官により遂行されることはない。

五九 とりわけ、必要な報告者の数、任命の方法および任期について決定することにより新2項を実施するのは、人権裁判所の仕事である。この点で、書記局の法律家および報告者の募集の道筋を多様なものとすることが望まれることが強調されるべきである。現在の書記局の法律家に報告者の職務を委ねる可能性を害すことなく、定められた期間、それぞれの国内法体系の作用について適当な実務的経験を有する法律家により書記局を強化することが望まれる。報告者は裁判所書記局の一部であるので、通常の任命手続および関連職員規則が適用される。このことは、書記局の作業能力を向上させることを可能にし、他方、書記局がこれらの法律家の国内的経験から便益を引き出すことを可能にする。さらに、報告者の新たな職務は、堅固な法的経験、条約およびその判例法についての専門的能力ならびに欧州評議会の二つの公用語のうち一つについての非常に豊かな知識を有し、かつ、書記局の他の職員と同様、独立性と公平性についての要件に合致する者に与えられるものと了解される。

第二十五条（全員法廷） 全員法廷は、

(a) 三年の任期で、裁判所長及び一名又は二名の裁

第二十六条（全員法廷） 全員法廷は、

(a) [同上]

判所次長を選出する。裁判所長及び裁判所次長は、再選されることができる。

(b) 一定の期間構成される小法廷を設ける。

(c) 裁判所小法廷の裁判長を選出する。小法廷の裁判長は、再選されることができる。

(d) 裁判所規則を採択する。

(e) 書記及び一名又は二名以上の書記補を選任する。

(f) 第二六条2に基づく要請を行う。

〔新設〕

六〇 新f号は、この議定書により全員法廷に割り当てられる新たな職務を反映するようこの条（旧二六条）に追加される。b号およびc号にある「小法廷」の文言は、新二六条1項第一文の「小法廷」が意図する司法上の構成に対置されるものとしての、人権裁判所の行政的単位（実際には人権裁判所の「部」といわれているもの）をいうものと了解される。この区別を明確にするために条約を改正することは必要でないと考えた。

第二六条（単独裁判官、委員会、小法廷及び大法廷）

1 付託された事件を審理するために、裁判所は、單

独裁判官、三名の裁判官で構成される委員会、七名の裁判官で構成される小法廷及び一七名の裁判官で裁判

第二七条（委員会、小法廷及び大法廷） 1 付託され

た事件を審理するために、裁判所は、三名の裁判官で構成される委員会、七名の裁判官で構成される小法廷及び一七名の裁判官で構成される大法廷で裁判

(b) 「同上」
(c) 「同上」

(d) 「同上」
(e) 「同上」

構成される大法廷で裁判する。裁判所の小法廷は、一定期間活動する委員会を設置する。

2 全員法廷の要請により、閣僚委員会は、全員一致

の決定によりかつ一定期間について、小法廷の裁判官の数を五に減らすことができる。

3 単独裁判官として裁判するとき、裁判官は、自らがそれについて選挙された締約国に対するいかなる申立も審査してはならない。

4 関係締約国について選挙された裁判官は、小法廷及び大法廷の職務上当然の構成員として裁判する。このような裁判官がないあるいは当該裁判官が裁判することができない場合には、当該締約国によりあらかじめ提出された名簿の中から裁判所長が選ぶ者が裁判官の資格で裁判する。

5 大法廷は、裁判所長、裁判所次長、小法廷の裁判長及び裁判所規則に従い選ばれたその他の裁判官を含むものとする。事件が第四三条に基づき大法廷に付託された場合には、判決を下した小法廷のいかな

する。裁判所の小法廷は、一定期間活動する委員会を設置する。

〔新設〕

〔新設〕

2 関係締約国について選挙された裁判官は、小法廷及び大法廷の職務上当然の構成員として裁判する。このような裁判官がないあるいは当該裁判官が裁判することができない場合には、当該関係締約国が選ぶ者が裁判官の資格で裁判する。

〔同上〕

る裁判官も大法廷で裁判することはできない。ただし、当該小法廷の裁判長及び関係締約国について裁判した裁判官はこの限りではない。

六一 二六条（旧二七条）のテキストは、いくつかの点で改正される。第一に、単独裁判官が1項の裁判所の司法上の構成のリストに導入され、裁判官は自らがそれについて選挙された締約国に関する事件において単独裁判官として裁判しないという趣旨の新たな規則が3項に挿入される。単独裁判官の権限は、新二七条に定められる。この点に関して、後出六七項の説明を参照すべきである。

六二 単独裁判官に対する十分な援助には、追加的資源が必要である。このシステムの設立は、このようにして、一方において、旧委員会の実行と比較して、決定の準備及び採択に関わる行為者の数の削減（三名の裁判官ではなくく一名の裁判官、事件法律家と報告者の職務を併せ持ちうる新たな報告者）により、また他方において、裁判官が単独裁判官として裁判するときには報告者としての役割から解放されるがゆえに、さらに最後に、同時に活動するふるい分け組織が増えることの結果として、人権裁判所のふるい分け能力の実質的向上につながる。

六三 第二に、人権裁判所の小法廷の規模に関するある程度の柔軟性が新2項により導入される。この項の適用は、一定期間、小法廷の規模を一般的に縮小する。しかしながら、同項は、さまざまな事件のタイプのために同時に活動する異なる規模の小法廷の制度を設けることを認めるものではない。

六四 最後に、旧二七条2項は、特任裁判官の指名の新制度のために規定を設けるよう改正される。新二六条4項に含まれた新たな規則の下では、各締約国は、特任裁判官を指名する必要性が生じた場合、人権裁判所所長がその

中から選ぶための特任裁判官の名簿を作成するよう求められる。この新たな制度は、締約国が特任裁判官を訴訟手続の開始のあとに選ぶ旧制度に対する批判に応えるものである。この旧制度に対する懸念はまた、議員会議からも表明された。潜在的特任裁判官の名簿は、他の締約国について選出された裁判官の名前も含むことができる。この新たな制度の実施に関するより詳細な規則は、裁判所規則に含められ得る。

六五　5項のテキストは、旧二七条3項のそれと実質上同一である。⁽⁶⁾

第二十七条（単独裁判官の権限） 1 単独裁判官は、第

「新設」

三四条に基づき提出された申立を、それ以上審査することなく決定できる場合には、受理しないと宣言し又は総件名簿から削除することができる。

2 この決定は、終結とする。

3 単独裁判官は、申立を受理できないと宣言せず、総件名簿から削除もしない場合には、さらなる審査のために委員会又は小法廷に提出しなければならない。

六六　二七条は、新たな単独裁判官の権限を定める新規則を含む。

六七　この新たな条は、改正された二六条1項で設けられた単独裁判官の権限を述べる。単独裁判官の権限は、「それ以上審査することなく決定できる場合に」受理不能の決定又は総件名簿から事件を削除する決定に限定される。

このことは、単独裁判官は、申立が受理できないことが当初から明白な、はつきりとした事件についてのみ決定を行ふことを意味する。後者の点は、三五条で導入された新しい受理可能性要件（七七項から八五項をみよ）に関しでとりわけ重要である。この要件に関しては、人権裁判所の小法廷及び大法廷がまず判例法を発展させる必要がある（この関連で、この新しい受理可能性基準は、第一四議定書の効力発生後二年間は、小法廷及び大法廷に留保されるという、同議定書二〇条⁽⁷⁾2項第二文に含まれた経過規則をみよ）。そのうえ、五八項で説明したように、単独裁判官は、報告者により援助されることが想起される。決定自体は、裁判官のみの責任にとどまる。受理可能性基準について疑わしい場合には、単独裁判官は、委員会又は小法廷に申立を付託する。

第二八条（委員会の権限）1 委員会は、第三四条に基づき提出された申立に関し、全員一致の表決により、次のことをなすことができる。

- (a) それ以上審査することなく決定できる場合に、それを受理できないと宣言し又は総件名簿から削除すること。
- (b) 条約又はその諸議定書の解釈又は適用に関する事件の基礎的問題がすでに十分に確立した裁判所の判例法の主題である場合に、それを受理可能と宣言し同時に本案に関する判決を下すこと。

第二八条（委員会による受理不能の宣言）委員会は、それ以上審査することなく決定できる場合には、全員一致の表決により、第三四条に基づき提出された個人の申立を、受理できないと宣言又は総件名簿から削除することができる。かかる決定は、終結とする。

2 1に基づく決定及び判決は、終結とする。

3 関係締約国について選挙された裁判官が委員会の構成員でない場合、委員会は、当該締約国が1（b）に基づく手続の適用を争っているかどうかを含むあらゆる関連要素を考慮して、手続のいかなる段階においても当該裁判官を委員会の構成員のうち一人の者に代わるよう招請することができる。

六八 改正された二八条1項および2項は、三名の裁判官の委員会の権限を拡大する。これまで、これらの委員会は、全員一致により申立を受理できないと宣言することができた。新二八条1項（b）の下で、委員会はまた、条約の解釈または適用に關し個人の申立が提起した問題が十分に確立した人権裁判所の判例法により扱われている場合、一つの併合的な決定により、個人の申立を受理可能と宣言し、その本案について決定することができる。「十分に確立した判例法」とは、通常、小法廷により一貫して適用されている判例法を意味する。しかしながら、例外的には、原則問題に関するただ一つの判決が、とりわけ大法廷により下された場合、「十分に確立した判例法」を構成しうると考えられる。このことは、とりわけ、人権裁判所の判決の相当な部分（二〇〇三年において約六〇%）を占める繰り返しの事件に適用される。もちろん、当事者は、委員会において判例法の「十分に確立した」性格を争うことができる。

六九 新しい手続は、手続の対審的性格及び本案の司法的かつ合議制の決定作成の原則を保持しつつ、簡素化され

かつ加速される。小法廷の通常の対審的手続と比較すると、人権裁判所が、事件（同種の一かたまりの諸事件でありうる）がすでに十分に確立した判例法の主題である争点にかかるものであると指摘しつつ、単に当該事件に被告国家の注意を向けるという点で、簡素化されかつ加速された手続となる。もし、被告国家が人権裁判所の見地に同意するならば、人権裁判所は、その判決を極めて迅速に下すことができるであろう。被告国家は、たとえば、国内救済手段が尽くされていないあるいは事件が十分に確立した判例法に帰結した申立とは異なると考えるならば、二八条1項（b）の適用を争うことができる。しかしながら、被告国家は、この手続の使用に決して拒否権を有するものではなく、それを用いるかどうかは、委員会のみの権限に属する。委員会は、单一の判決又は決定において、事件のあらゆる側面（受理可能性、本案、公正な満足）について決定を下す。この手続は、各側面について、全員一致を有する。全員一致の決定に達することができない場合には、決定なしとみなされ、小法廷手続（二九条）が適用される。その場合、事件のすべての側面が单一の判決で取り扱われるべきかどうかは、小法廷が決定することとなる。委員会が最初は二八条1項（b）に規定された手続を適用しようと意図した場合でも、委員会は、二八条に基づき申立を受理できないと宣言することができる。このようなことは、たとえば、被告国家が国内救済手段が尽くされていないと委員会を説得することができた場合には生じうる。

七〇 新しい手続の実施は、人権裁判所の決定作成能力および実効性を実質的に向上させる。なぜなら、多くの事件は、判決または決定が小法廷によりなされる場合現在要求されている七名の裁判官ではなく、三名の裁判官で決定することができるからである。

七一 三名の裁判官の委員会が本案について判決を下す場合でも、条約に基づく本案判決に関する現在の状況とは対照的に、関係締約国について選出された裁判官は、この決定作成機関の職務上当然の構成員ではない。この裁判

官の存在は、必要であるとは思われない。なぜなら、委員会は、十分に確立した判例法が存在する事件を取り扱うからである。しかしながら、委員会は、関係締約国について選出された裁判官を、ある場合にはその裁判官の存在が有益と示されうるがゆえに、委員会の構成員の一人と交代するよう招請することができる。たとえば、被告国家の法体系に親しんでいるこの裁判官は、とりわけ、国内救済手段の完了のような問題について解明されなければならぬ場合には、決定に参加すべきであると考えられうる。委員会が関係締約国について選出された裁判官の参加を招請するかどうかを決定するうえで、考慮することができる要素の一つは、当該当事国が1項（b）の適用可能性を争つてゐるかどうかである。この要素が3項に明示的に言及された理由は、被告国家が簡易手続（前出六九項をみよ）の適用を争う可能性について条約自体に若干でも言及があることからであると考へられたことにある。たとえば、被告国家は、当該事件が引用された十分に確立した判例法から若干の重要な点で異なることを基礎として、新しい手続を争うことができる。国内法および国内実務についての「国籍裁判官」の専門性は、この問題に関連しており、それゆえ、委員会にとつて有益である。もしこの裁判官がいなければ裁判することができない場合は、新二六条4項末尾に規定された手続が適用される。

七二 三名の裁判官の委員会の構成およびより一般的に新たな手続の実効性を最適化するように作業方法を計画するには、人権裁判所がその規則においてなすべきことである。

第二十九条（受理可能性及び本案に関する小法廷の決定）1 第二十七条若しくは第二八条に基づくいかなる決定もなされない、又は、第二八条に基づくいかなる判決も下されない場合には、小法廷が、第三四条に基づき提出され

第二十九条（受理可能性及び本案に関する小法廷の決定）1 第二八条に基づくいかなる決定もなされない場合には、小法廷が、第三四条に基づき提出された個人の申立の受理可能性及び本案について決定す

条に基づき提出された個人の申立の受理可能性及び本案について決定する。受理可能性に関する決定は、別になすことができる。

2 小法廷は、第三四条に基づき提出された国家間申立の受理可能性及び本案について決定する。受理可能性に関する決定は、別になすものとする。ただし、裁判所が、例外的な場合、別段の決定をした場合はこの限りではない。

〔削除〕

3 受理可能性の決定は、別になすものとする。ただし、裁判所が、例外的な場合、別段の決定をした場合は、この限りではない。

2 小法廷は、第三四条に基づき提出された国家間申立の受理可能性及び本案について決定する。

七三 二七条および二八条の新規定を考慮に入れる技術的変更を別として、二九条は、小法廷が個人の申立の受理可能性と本案について併合的決定をなす原則を奨励し、確立する。この条は、人権裁判所内すでに発展している実行を単に承認するものにすぎない。以前は受理可能性についての別の決定が原則であったが、併合的決定は、個人の申立の受理可能性と本案について今や普通になされており、その実行により、書記局および裁判官は対審手続の原則を十分に尊重しながら事件をより迅速に処理することができるようになっている。しかしながら、人権裁判所は常に、特定の申立について受理可能性の別の決定をなす方がよいと決定することができる。

七四 この変化は、国家間事件には適用されない。反対に、旧二九条3項の規則は、かかる申立に関しては二九条2項において明示的に維持された。旧二九条3項は、削除される。

第三〇条（大法廷のための管轄権の放棄）〔省略〕

第三一条（大法廷の権能）大法廷は、

(a) 小法廷が第三〇条により管轄権を放棄した場合、又は、事件が第四三条に基づき大法廷に付託された場合、第三三条又は第三四条により提出された申立について決定する。

(b) 第四六条₄に従い閣僚委員会により裁判所に付託された問題について決定する。

(c) 第四七条に基づき提起された勧告的意見の要請を審理する。

第三〇条〔同上〕

第三一条（大法廷の権能）大法廷は、

(a) 「同上」

〔新設〕

(b) 「同上」

七五 新b号は、第一四議定書により大法廷に割り当てられた新たな機能、すなわち、四六条₄項に基づき閣僚委員会により人権裁判所に付託された問題（締約国が判決に従う義務を履行しなかつたかどうかという問題）について決定する機能を反映させるために、この条に付け加えられる。

第三二条（裁判所の管轄権）1 裁判所の管轄権は、

第三二条（裁判所の管轄権）1 裁判所の管轄権は、

第三三条、第三四条、第四六条及び第四七条に規定されるように付託された、条約及びその諸議定書の解釈及び適用に関するすべての事項に及ぶ。

- 2 裁判所が管轄権を有するかどうかについて争いがある場合は、裁判所が決定する。

七六

改正された四六条に規定される新たな手続への言及が挿入される。

第三三条（国家間事件）「省略」

第三四条（個人の申立）「省略」

第三五条（受理可能性の基準）1 裁判所は、一般に認められた国際法の規則に従つてすべての国内救済手段が尽くされた後にのみ、かつ、国内の最終決定がなされた日から六か月の期間内にのみ、問題を取り扱うことができる。

- 2 裁判所は、第三四条に基づき提出された個人の申立てであつて、次のものは取り扱つてはならない。

(a) 匿名のもの、又は、

第三三条、第三四条及び第四七条に規定されるように付託された、条約及びその諸議定書の解釈及び適用に関するすべての事項に及ぶ。

- 2 「同上」

第三三条「同上」

第三四条「同上」

第三五条（受理可能性の基準）1 「同上」

- 2 「同上」

(b) 裁判所によりすでに審査されたか又は他の国際的調査又は解決の手続にすでに提出された問題と実質的に同一であつて、関連性のある新しい情報をなんら含まないもの

3 裁判所は、次の場合にあたると認めるときには、第三四条に基づき提出されたいかなる個人の申立も受理できないと宣言しなければならない。

(a) 申立が、条約若しくはその諸議定書の規定と両立しない、明白に根拠不十分、又は個人申立権の乱用である場合。

(b) 申立人が、相当な不利益を被つていらない場合。

3 裁判所は、第三四条に基づき提出された個人の申立であつて、条約若しくはその諸議定書の規定と両立しない、明白に根拠不十分、又は、申立権の乱用と認めるものは、いざれも受理できないと宣言しなければならない。

4 裁判所は、条約及びその諸議定書に明定された人権の尊重のために当該申立の本案の審査が求められる場合はこの限りではなく、国内裁判所により正當に審理されなかつたいかなる事件も、この理由により却下されではならない。

4 裁判所は、本条に基づき受理できないと認めるいかなる個人の申立も却下しなければならない。裁判

4

〔同上〕

所は、訴訟手続のいかなる段階においても、そのようないくつかの他の鍵となる変更と、同一の目的を追求し、それらを補完するものである。

七七 新たな受理可能性の基準が、第三五条に規定する諸基準に付け加えられる。「…」この改正の目的は、人権裁判所にそのふるい分け作業において役立つ付加的道具を提供すること、および、人権裁判所が、申立人の法的利益の観点からあれ、条約の法及びそれが貢献するヨーロッパの公的秩序というより広い観点からあれ、本案審査に値する事件により多くの時間をかけることができるようになることである。この新たな基準は、第一四議定書により導入されたいくつかの他の鍵となる変更と、同一の目的を追求し、それらを補完するものである。

七八 この基準の導入は、人権裁判所の絶えず増加する取扱い件数に照らして必要と考えられた。とりわけ、現存の受理可能性諸基準により与えられているものに加えて、人権裁判所にある程度の柔軟性を与えることが必要である。現存の受理可能性諸基準は、その解釈が数十年にわたり発展してきた判例法において確立しており、変更することに困難がある。柔軟性を与えるのが必要なのは、条約システムが完全に麻痺し、ヨーロッパレヴエルで人権の法的保護を与えるというその中核的使命を果たすことができなくなり、個人の申立権を实际上幻想的なものとすることを防ぐには第一四議定書において定められたその他の措置だけでは不十分となる水準まで、人権裁判所への個人の申立の数が、増え続ける蓋然性が非常に高いがゆえに、そうなのである。

七九 この新しい基準は、それがなければ判決に至るであろうある種の事件を受理できないと宣言することに導きうるものである。しかしながら、その主な効果は、長期的には、価値のない事件をより迅速に処理することを可能にすることであろう。ひとたび人権裁判所の小法廷が直轄な適用ができるような客観的性格を有する明確な判例法

上の基準を発展させれば、この新しい基準は、いずれにせよ他の根拠で受理できないと宣言しなければならない事件においても、他の受理可能性基準よりも人権裁判所にとって適用しやすいものとなろう。

八〇 新しい基準に含まれた主要な要素は、申立人が相当な不利益を被つたかどうかという問題である。この文言は、解釈に開かれたものである（これも導入された柔軟性の要素である）。そうしたことは、他の受理可能性諸基準のいくつかのものを含む条約で用いられている他の多くの文言についても同様である。その他の文言と同様に、それは、人権裁判所の判例法の漸進的発展を通じて客観的基準を確立する解釈を可能にし、かつ、それを必要とする法的文言である。

八一 第二の要素は、セーフガード条項であり、申立人が相当な不利益を被っていない場合でも、条約又はその諸議定書に明定する人権の尊重により本案審査が求められる場合には、申立は受理できないと宣言されないという趣旨である。この要素の言葉遣いは、条約三七条1項第二文から採られたものであり、そこでは、この言葉遣いは、人権裁判所の総件名簿から削除する決定の文脈で同様の機能を果たしている。

八二 第二のセーフガード条項がこの第一のものに付け加えられる。人権裁判所は、事件が国内裁判所で正当に審理されなかつた場合には、申立をその些細な性格のゆえに却下することはできない。この条項は、補完性原則の反映であるが、新しい受理可能性基準の適用上、すべての事件が、国内的レヴェルまたはヨーロッパレベルで司法審査を受けることを確保するものである。

八三 新しい基準の言葉遣いは、こうして、本案審査に値する事件の却下を避けるよう考案されている。「……」本案審査に値する事件には、とりわけ、その些細な性格にもかかわらず、条約の適用もしくは解釈に影響を及ぼす重大な問題または国内法に関する重要な問題を提起する事件を含む。

八四 前出六七項で説明したように、人権裁判所の小法廷または大法廷が具体的文脈でこの新しい基準の運用のための明確な判例法上の原則を確立するには時間がかかるであろう。二七条および二八条の文言を考慮すれば、こうした導きなしには単独裁判官や委員会が新しい基準を適用できないことは明らかである。第一四議定書二〇条2項第二文⁽⁸⁾に従つて、単独裁判官および委員会は、第一四議定書の効力発生後二年間は、この新しい基準を適用することを妨げられる。

八五 第一四議定書二〇条2項第一文⁽⁹⁾に述べられた経過規則「……」に従つて、この新しい受理可能性基準は、この議定書の効力発生前に受理可能と宣言された申立には適用されない。

第三六条（第三者参加） 1 小法廷又は大法廷に係属

しているすべての事件において、自国民が申立人である締約国は、書面による論評を提出し、聴聞に参加する権利を有する。

2 裁判所長は、適正な司法運営のために、訴訟手続

の当事者でないいずれの締約国にも、申立人でないいずれの関係者にも、書面による論評を提出し又は聴聞に参加するよう招請することができる。

3 小法廷又は大法廷に係属しているすべての事件において、欧州評議会人権弁務官は、書面による論評

第三六条（第三者参加） 1 「同上」

2 「同上」

〔新設〕

——を提出し、聴聞に参加することができる。

- 八六 この規定は、歐州評議会人権弁務官からの明示の要請に起源を有し、二〇〇四年一月二六日に採択された歐州評議会人権弁務官の活動（二〇〇二年一月一日～二月三一日）に関する第三年次報告に関するその勧告一六四〇（二〇〇四）において、議員会議により支持された。
- 八七 裁判所長は、自己の発意によりまたは要請に基づき、人権弁務官に係属中の事件に参加するよう招請する事がすでに可能である。一般的利益をより実効的に保護するために、人権高等弁務官が第三者として参加権を有することを正式に規定することで、三六条に付け加えられる3項は、条約のテキストにおいてはじめて弁務官に言及する。弁務官の経験は、とりわけ被告国家または他の締約国の構造的または制度的弱点に焦点がある事件におけるある種の問題について、人権裁判所を啓発することに役立ちうる。
- 八八 裁判所規則に基づき、人権裁判所は、申立を受理可能と宣言する決定を、自国民が申立人である締約国に通知するよう求められている。この規則は、弁務官に適用できない。なぜなら、弁務官にかかる決定を送付することは、書記局に余計な追加の仕事をもたらすからである。弁務官は、それゆえ、自分自身でかかる情報を求めなければならない。この参加権を行使することについての規則、とりわけ時間的制限についてのそれは、締約国と弁務官とについて必ずしも同一とは限らない。裁判所規則が、三六条3項の適用に関する実際上の詳細を規律することになる。
- 八九 他の点について三六条を改正することは必要ないと考えられた。とりわけ、新二八条1項（b）に基づく新しい委員会手続への第三者参加の可能性については、この手続の下で決定されるべき事件の簡明な性格を考慮し

て、規定しないと決定された。

第三七条（申立の削除）〔省略〕

第三八条（事件の審査） 裁判所は、当事者の代表又は代理人とともに、事件の審査を行い、必要な場合、調査を行う。調査が実効的に行われるよう、関係締約国はすべての必要な便益を提供しなければならない。

第三七条〔同上〕

第三八条（事件の審査と友好的解決） 1 裁判所は、申立を受理できるものと宣言するときには、次のことを行う。

(a) 当事者の代表又は代理人とともに、事件の審査を行い、必要な場合、調査を行う。調査が実効的に行われるよう、関係締約国はすべての必要な便益を提供しなければならない。

第三九条（友好的解決） 1 訴訟手続のいかなる段階においても、条約及びその諸議定書に明定する人権の尊重を基礎とする問題の友好的解決を確保するために、裁判所は、自らを関係当事者の利用に委ねる。

(b) 条約及びその諸議定書に明定する人権の尊重を基礎とする問題の友好的解決を確保するために、自らを関係当事者の利用に委ねる。

ことができる。

2 1に基づき行われる手続は、秘密とする。

3 友好的な解決が達せられたときには、裁判所は、決定により、その事件を総件名簿から削除するものと

2 1 (b)に基づき行われる手続は、秘密とする。

第三九条（友好的解決の認定） 友好的な解決が達せられたときには、裁判所は、決定により、その事件を総

する。この決定は、事実及び達せられた解決の簡潔な記述に限定しなければならない。

件名簿から削除するものとする。この決定は、事実及び達せられた解決の簡潔な記述に限定しなければならない。

⁴ この決定は、閣僚委員会に送付され、閣僚委員会が決定に述べられた友好的解決の条件の執行を監視する。

〔新設〕

九〇 三八条は、旧三八条1（a）の規定を組み込んだものである。変更是、人権裁判所が、受理可能性に関する決定がなされている場合にのみならず、訴訟手続のいかなる段階においても、当事者の代表または代理人とともに事件を審査し、調査を行うことができるようにすることを意図している。それは、個人の申立の受理可能性と本案について併合的決定をなすことを奨励している二八条および二九条においてなされた変更の論理的帰結である。この規定は、受理可能性決定がなされる前にすら適用されるがゆえに、締約国は、この決定より前にも人権裁判所にすべての必要な便益を提供するよう求められる。こうして、当事国のこの分野における義務は強化された。他の点において、とりわけこの条文のありうる不遵守に関して、三八条（または三四条末文）を改正することは、必要でないと考えられた。これらの規定は、すでに締約国に對して強い法的義務を規定しており、現在の実行に即して、人権裁判所が遵守を確保するうえで直面するかもしれないかかる問題も、閣僚委員会の注意のために提起されし、閣僚委員会は、必要と考えるいかなる措置をもとることができる。

九一 三九条の規定は、部分的には旧三八条1項（b）および2項から、また部分的には旧三九条から取られた。

友好的解決手続に関して条約を読みやすくするために、その手続に特定の一条を宛てることが決定された。

九二 新二八条および二九条の実施の結果、受理可能性に関する別個の決定はより少なくなる。旧三八条1項(b)のもとでは、人権裁判所が友好的解決を確保するために自らを当事者の利用に委ねるのは申立が受理可能と宣言された後でだけであつたがゆえに、この手続は、修正されより柔軟なものとされなければならなかつた。人権裁判所は、今や、訴訟手続のいかなる段階においても、このために自己を当事者の利用に委ねることができる。

九三 それゆえ、友好的解決は奨励され、繰り返しの事件および原則の問題または国内法の変更がかかわらない事件においては、とりわけ有効であることが分かるであろう。これらの友好的解決が、改正された三九条1項に従い、人権の尊重を基礎とするものでなければならないことは言うまでもない。

九四 新三九条は、閣僚委員会による友好的解決の執行監視を規定する。この新規定は、人権裁判所がすでに発展させている実行を反映するよう挿入された。旧四六条2項の文言に照らして、人権裁判所はすでに、旧三九条に規定されるように「決定」によるのではなく、「判決」により、友好的解決を承認していた。決定の執行は、閣僚委員会による監視の対象ではなかつたからである。このように、人権裁判所の実行は、「判決」の執行のみが閣僚委員会により監視されること（旧三九条^{マニ}）への対応であつた。しかしながら、決定ではなく判決を採択することは、被告国家に対する否定的含意をもち、友好的解決を確保することをより困難にしかねないことが認められていた。新しい手続は、友好的解決の確保をより容易にし、このようにして人権裁判所の作業量を減らさなければならない。この理由により、新三九条は、閣僚委員会に友好的解決の条件を承認する「決定」の執行を監視する権限を与える。この改正は、とりわけ三七条で取り扱われる削除決定に関して、閣僚委員会の現在の監視権限を縮小することを意図するものでは決してない。閣僚委員会には、その実行において、新三九条4項（友好的解決）による監視機能と、

四六条2項に基づくそれをより明確に区別することが望まれる。

第四〇条（公開の聴聞と文書の利用可能性）〔省略〕

第四一条（公正な満足）〔省略〕

第四一章（小注廷の半決）「省略」

第四三集《一念滅心的修持》「次略」

第四五条（判決及び決定の理由）〔省略〕

第四六条 (判決の拘束力及び執行) 1 締約国は、自

らが当事者であるいづれの事件においても、裁判所

の終結判決に従うことを約束する。

2
表半所の緑緑半決に
關係委員会に送付され
る。

のとし 閣僚委員会がその執行を監視する

問題こつさての決定のため、問題を裁判所に付託す

ることができる。付託決定には、閣僚委員会に出席

する権利を有する代表の三分の二の多数を必要とする。

第四〇条〔同上〕

第四一条〔同上〕

第四二卷

第四回

第四十五条

第四六条（判決の拘束力及び執行）

三

新設

する権利を有する代表の三分の一の多數を必要とす

閣僚委員会は、ある締約国が自らが当事者である

事件の終結判決に従つていないと認める場合、当該

締約国への公式の通告を送達したのちに、かつ、閣僚委員会に出席する権利を有する代表の三分の一の多数により採択した決定によつて、当該締約国が1に基づく義務の履行を怠つたかどうかという問題を、裁判所に付託することができる。

5 裁判所は、1の違反を認定した場合、とられるべき措置を検討するため事件を閣僚委員会に付託する。裁判所は、1のなんらの違反も認定しなかつた場合、事件を閣僚委員会に付託し、閣僚委員会はみずから事件の審査を終了させる。

〔新設〕

九五

四六条の最初の二つの項は、旧四六条の二つの項の繰り返しである。3、4、5項が新しい規定である。

九六

新四六条は、その3項において、終結判決の執行監視を容易にするために、閣僚委員会に、終結判決の執行の監視を容易にするため、人権裁判所がその判決を解釈するよう要請する権限を与える。判決の執行についての閣僚委員会の経験から、判決の解釈についての不一致から困難が時折生ずることが示されている。人権裁判所の回答は、判決の正確な意味に関するいかなる議論をも解決する。3項末文で求められる特定多数は、閣僚委員会が人権

裁判所に過重な負担を負わせることを避けるため、控えめにこの可能性を用いるべき」と示している。

九七 新3項の目的は、人権裁判所が判決の解釈を与えることを可能にするものであつて、締約国がこの判決に従つてとつた措置について決定することを可能にするものではない。解釈の要請をすることについて時間制限はなら設けられなかつた。なぜなら、解釈問題は、閣僚委員会による判決の執行の審査の問いつでも生じうるからである。人権裁判所は、この要請に応えようと考へる場合の方法及び形式について自由に決定できる。通常、原判決を言い渡した人権裁判所の組織が、解釈問題について決定することにならう。この新しい手続を規律するより詳細な規則は、裁判所規則に含まれる。

九八 人権裁判所の判決の迅速かつ完全な執行が、死活的に重要である。人権裁判所が繰り返しの申立てによつて身動きができないようになれば、構造的問題にかかる事件においては、執行はさらに一層重要である。この理由により、二〇〇〇年一一月三・四日のローマ閣僚会議（決議I）以来、この文脈で閣僚委員会に与えられる手段を強化することは不可欠であると考えられてきた。ある締約国が自らが当事国である事件の人権裁判所の終結判断に従つことを、明示に又はその行動により、拒否したと閣僚委員会が認めるときはいつでも、人権裁判所の権威を、そしてそのようにして条約システムの信頼性と実効性を、保持する集団的責務を条約の当事国は有する。

九九 四六条4・5項は、したがつて、閣僚委員会に、まず関係国に従つよう通告を送達したのち、人権裁判所（大法廷で裁判する——三一条（b）をみよ——）での不履行確認訴訟（infringement proceedings）を提起する権限を与える。閣僚委員会のそのような決定には、同委員会に出席する権利を有する代表の三分の二の特定多数が必要である。この不履行確認手続は、人権裁判所の終結判断ですでに決定された条約上の権利の侵害の問題を再検討することを目的とするものではない。また、四六条1項に違反したと認定された締約国による課徴金の支払いを規定する

ものでもない。大法廷における不遵守についての訴訟およびその判決による政治的圧力が、当該国による人権裁判所の最初の判決の執行を確保するために十分であると考えられた。

一〇〇 閣僚委員会は、例外的状況においてのみ不履行確認訴訟提起すべきである。にもかかわらず、人権裁判所の判決の執行を監視する権限を有する機関としての閣僚委員会に、判決の執行を確保するためにより広い手段の幅を与えることが必要であると考えられた。現在では、閣僚委員会が利用しうる最終的な措置は、欧州評議会規程八条に訴えること（閣僚委員会での投票権の停止、または最終的にはこの機構からの除名）である。これは、極端な措置であり、大部分の場合には生産的でないと分かっている。実際、四六条4項が予定する事態に立ち至つては、締約国は、他の国にもまして、欧州評議会による規律を必要としつづけているのである。新四六条はそれゆえ、現在のものに加え、もたらすべき圧力の異なる可能性を与えるものである。この手続が存在すること自体が、および、それを用いるという警告が、人権裁判所の判決を執行するための実効的な新たな誘因として機能するはずである。不履行確認訴訟の結論は、人権裁判所の判決に表現されることが予定されている。

第四七条～第五一条〔省略〕

第三節 雜則

第五二条～第五八条〔省略〕

第五九条（署名及び批准）1 この条約は、欧州評議会加盟国の署名のために開放する。この条約は批准されなければならない。批准書は、欧州評議会事務

第四七条～第五一条〔同上〕

第三節

〔同上〕

第五二条～第五八条〔同上〕

第五九条（署名及び批准）1 〔同上〕

総長に寄託されるものとする。

2 欧州連合は、この条約に加入することができる。

3 この条約は、一〇の批准書の寄託ののち効力を生ずる。

4 その後批准する署名国については、この条約は、批准書の寄託の日に効力を生ずる。

5 欧州評議会事務総長は、欧州評議会のすべての加盟国に、この条約の効力発生、批准した国の名前、及び、その後なされるすべての批准書の寄託を通告する。

〔未文略〕

〔新設〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

4 〔同上〕

〔同上〕

一〇一 五九条は、条約への欧州連合のありうる加入を考慮して改正される。新2項は、この可能性について規定を設け、条約への加入に関して欧州連合内で生じている発展、とりわけ、憲法条約の起草に関する発展⁽¹⁰⁾を考慮に入れるようとした。法的および技術的観点からすれば、このような加入を可能にするためには、条約のさらなる修正が必要となることが強調されなければならない。人権運営委員会(Steering Committee for Human Rights)⁽¹¹⁾は、二〇〇二年にこれらの諸問題を特定する報告書を探査した(document DG-II(2002)006)。この報告書は、閣僚委員会に送付され、閣僚委員会はこれをテイク・ノートした。人権運営委員会は、この修正は、条約の改正議定書によるか、あるいは、欧州連合と条約締約国との間で締結される加入条約によるか、いずれかの方法で実現されうることを認め

た。人権運営委員会自身は、後者がよいと表明しているが、すべての選択肢を将来にむけて開いておくために、この議定書では、あらうる加入条約に言及することは避けた方がよいと考えられた。

一〇一 この議定書の起草時には、欧州連合とのそのありうる加入の条件についての交渉に入る」とはまだ可能ではなかつたし、ましてや合意を取り結ぶことは可能ではなかつた。なぜなら、欧州連合は、そのようなことをする権限を有していなかつたからである。このような事情により、この議定書でかかる加入に必要な条約のそのほかの修正を含める」とはできなかつた。結果として、それらのやむなる修正に関して、それらが新しい改正議定書に含まれるのであれ、加入条約に含まれるのであれ、もう一度批准が必要になる。

注

- (1) Protocol No.14 to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, attending the Control System of the Convention. テキストは、歐州議會議会条約署（Treaty Office）のウェブサイト (<http://conventions.coe.int/>) から入手した。訳出にあたりては、英語正文によつたが、フランス語正文も適宜あわせて参照した。
- (2) テキストは、<http://conventions.coe.int/Treaty/EN/Reports/Html/194.htm> (last visited on 24 Sept. 2004) も適宜あわせて参照した。原文語テキスト (<http://conventions.coe.int/Treaty/FR/Reports/Html/194.htm>, last visited on 24 Sept. 2004) も適宜あわせて参考した。原文にある註は省略した。
- (3) これについては、やしあたり、拙訳「（資料）監督機構を再構成するヨーロッパ人権条約の改正議定書および説明報告書」金沢法學三七巻一号（一九九五年）二六五頁以下、および、大塚泰寿「ヨーロッパ人権保障システムの改革について」国際協力論集（神戸大学大学院国際協力研究科、一九九六年）四巻一号一七一頁以下、参照。

- (4) このような状況については、専しあたり、拙稿「ヨーロッパ新人権裁判所」国際人権一一号（11001年）一二頁以下、とりわけ一五・一六頁参照。
- (5) 「この議定書の効力発生の日に、第一回目の任期を務めている裁判官の任期は、総計九年となるまで法上当然に延長されるものとする。その他の裁判官は、法上当然に一年間延長されたその任期を全うする。」
- (6) ‘State Party concerned’という文言が、同じく「関係締約国」と訳すほかない‘High Contracting Party concerned’という文言に置き換わっただけである。
- (7) 「1.この議定書の効力発生の日より、その規定は、裁判所に係属しているすべての申立及びその執行が閣僚委員会による監視に服しているすべての判決に適用される。
- 2.この議定書第一二条により条約第三五条3（b）に挿入された新しい受理可能性基準は、この議定書の効力発生より前に受理可能と宣言された申立には適用されない。この議定書の効力発生後二年間は、この新しい受理可能性基準は、小法廷及び大法廷のみがそれを適用する」とができる。」
- 前註(7)参照。
- (8) 前註(7)参照。
- (9) 前註(7)参照。
- (10) 一〇〇四年六月に合意に達した憲法条約（ヨーロッパのための憲法を設ける条約）草案では、「連合は、人権及び基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約に加入するものとする。」（一一七条2項）と規定されている。Provisional consolidated version of the draft Treaty establishing a Constitution for Europe (CIG86/04), 25 June 2004, p.19 (トキストは、http://europaeu.int/comm/press_room/presspacks/constit/index_en.htm, last visited on 24 Sept. 2004. よりP.D.F.ファイルで入手)。
- (11) 閣僚委員会に直接責任を負う、人権に関する政府間協力を主として担当する機関で、加盟国の主として高級政府職員により構成されている。じりわけ、条約の議定書の起草の実質的作業は、この行われる。